

量水器係からのお願い

静岡市上下水道局 経営管理部
お客様サービス課 量水器係

量水器係からのお願い①

工事現場等(解体・建築)における
メーターの取り扱いについて



メーターを取り外した場合は、速やかに返却してください。

検針数値の齟齬、料金計算の遅れなど支障をきたすため、メーターを取り外した場合は速やかに水道局に返却してください。

メーターの移設には届け出が必要です。

検針、料金計算等に支障をきたすため、届け出なくメーターの移設をしないでください。

【例】メーターが取り外してあった集合住宅の一室で水道を使用するため、他の部屋のメーターを移設したことにより、正しい検針および料金計算ができなかった。

メーターは水道局の財産です。

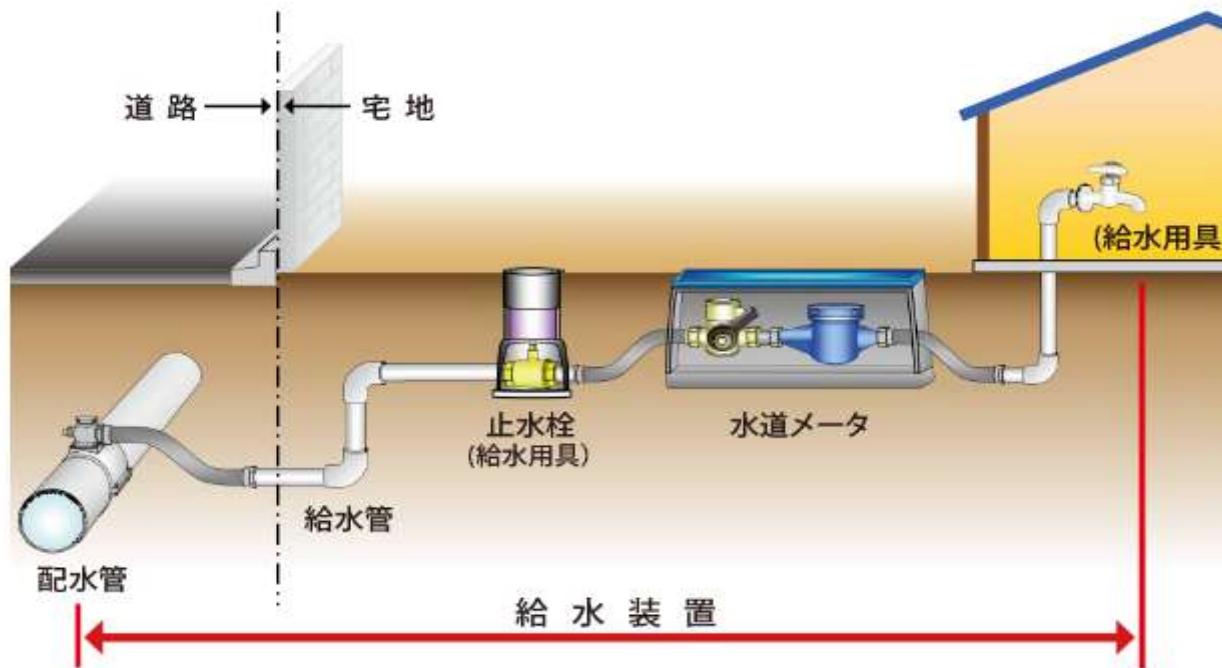
メーターは貸与品であるため、紛失・破損した場合は弁償していただくことになります。取り扱いには気を付けて下さい。



量水器係からのお願い②

止水栓不良等による修繕について





給水装置はお客様の所有物であるため、新設、改造、撤去等に係る費用はお客様負担となります。

⇒止水栓不良、給水管漏水等、水道メーターを除く給水装置の修繕費用は、原則お客様負担です。

お客様から修繕の問い合わせがあった際には、点検・修繕費用はお客様の負担となることを丁寧にご説明いただきますようお願いいたします。

量水器係からのお願い③

メーター取付時の注意事項
について



メーター取付時には、以下の事項に注意してください。

- ・メーターの取付け方向にご注意ください。
- ・小石や砂などの異物が内部へ入らぬようご注意ください。
- ・メーターパッキンに傷や歪み等がないようご注意ください。



量水器係からのお願い④

給水装置使用開始届の
修正方法について



使用開始届の修正方法

給水装置使用開始届を修正する際は、修正箇所を黒の二重線で消し、上部に正しい文字を記載してください。訂正印は不要です。

砂消しゴムは
使用しないで
ください！



様式第3号(第29条関係)

給水装置使用開始届出書兼水道使用申込書

年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

届け番号

設置場所 (アパート名・戸番・部屋番号)

お実様番号

徳識番号

所有者 住所又は 所在地 (アパート名) 氏名又は 代 署 者 電話

使用者 住所又は 所在地 (アパート名) 氏名又は 代 署 者 電話

種別区分

開栓年月日

新設開栓 新設閉栓 増設開栓 再開栓 布設替 年 月 日

*メーター

種別	記号(半式)	(空式)	番 号	口径	指示数	受水タンク
						有・無

新規 メーター(未設替のみ)

種別	記号(半式)	(空式)	番 号	口径	指示数	受水タンク
						有・無

静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者

所在地

氏名

電話番号

番号受付 番号入力

施工コード

公共下水道区分

1. 使用	1. 水道汚水	1. 处理区域外
2. 未使用	2. 井戸汚水 (賦課区分)	2. 工事用
3. 救水用	3. /	3. /

※ 旧使用者

精算	有・無	返却日	/
----	-----	-----	---

(注)
1. 印刷は、記入しないでください。
2. 案内図を1枚裏面に貼付してください。

ありがとうございました。
ご理解ご協力お願いします。